

令和6年10月1日から児童手当制度が変わります！

児童手当法改正により、令和6年10月分の児童手当から支給対象児童や手当月額が下記のとおり拡充されます。

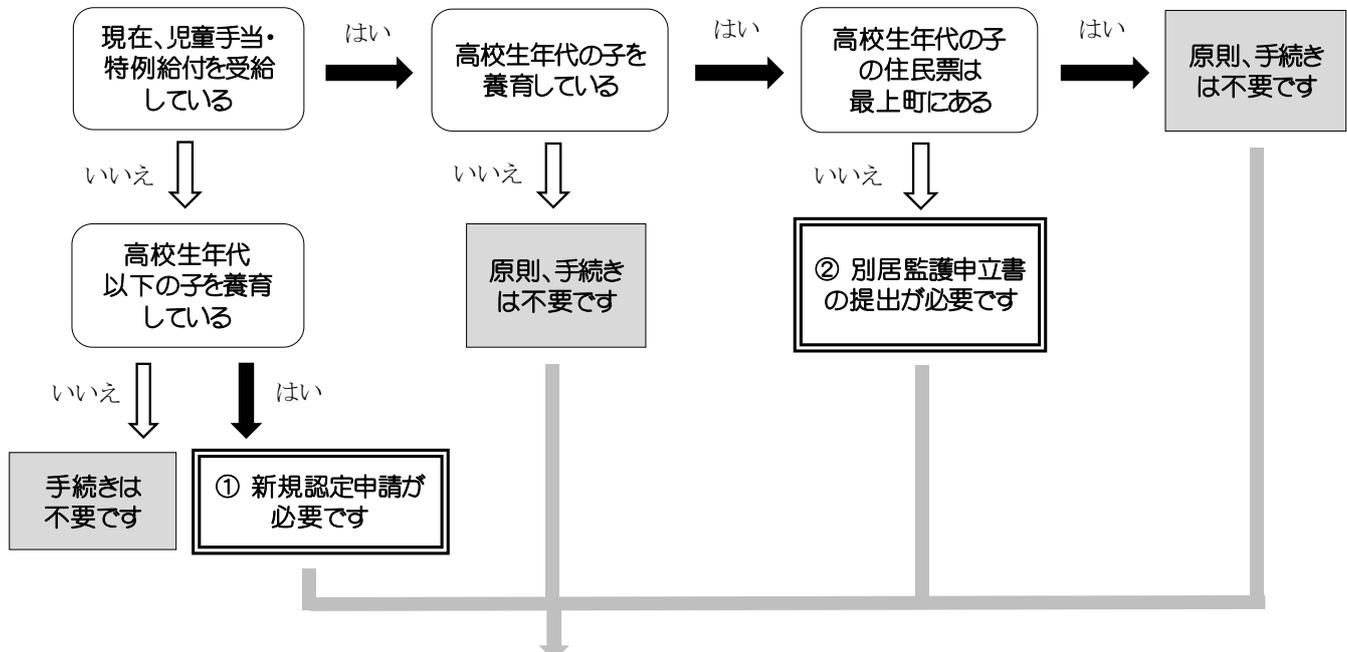
【拡充されること】

	令和6年10月分から（令和6年12月支給）
支給対象児童年齢の拡大	支給対象年齢が高校生年代まで（18歳到達後の最初の3月31日まで）の子に拡充されます
所得制限の撤廃	所得額による支給制限がなくなります
多子加算の増額	3人目以降の子は、月額30,000円の支給となります
第3子以降の数え方（カウント方法）の変更	多子加算としてカウントする子の範囲が大学生年代まで（22歳到達後の最初の3月31日まで）に変更されます ※1
支給回数の増加	年3回から年6回（2、4、6、8、10、12月）の支給になります ※2

※1：大学生に限らず、就職等で収入がある場合でも親等が監護に相当する世話等をし、生計費を負担している場合は、第3子のカウント対象です。

※2：児童手当制度拡充後の初回支給月は、令和6年12月10日予定（10、11月分）です。

【申請の要否判定フローチャート】



監護相当・生活費負担をしている大学生年代の子があり、養育している子が3人以上になる場合(③)は、「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出することで、多子加算の増額が適用されます

手続きについては裏面をご確認ください

【申請書類について】

フローチャート内の①・②のほか、③に該当する可能性のある方には申請案内をお送りしています。申請される方は、記載例をご確認のうえ、早めの手続きをお願いいたします。

なお、申請については、申請先が最上町の方を対象に記載しております。公務員の方は勤務先へ、町外在住の場合は居住地へお問合せ下さい。

(1) 制度改正により新たに申請が必要な方（新規認定申請）

- 高校生年代以上の子を養育しており、過去に町から手当を受給していた方
- 所得上限を超過しているため、現在町から手当を受給していない方

申請に必要なもの

- ・認定請求書
- ・申請者の健康保険証の写し
- ・申請者名義の口座情報がわかる書類（通帳の写し など）
- ・別居監護申立書（該当する場合に提出）
- ・監護相当・生計費の負担についての確認書（該当する場合に提出）

(2) 多子加算の対象となる大学生年代の子がいる方（第3子加算申請）

- 町から児童手当・特例給付を受給しており、大学生年代の子と住民票上同居されている方で、同居している子が3人以上である方

申請に必要なもの

- ・監護相当・生計費の負担についての確認書（該当する場合に提出）

【申請期限について】

令和6年9月2日（月）から令和6年10月31日（木）まで

※令和6年12月の支給に間に合う申請期限です

※申請期限後の提出や、不足書類等で期限までに手続きが完了しない場合は、手当の支給が遅れることがあります。

※申請期限後であっても、令和7年3月31日（月）までに手続きされた場合は、10月分からの児童手当を遡って支給いたします。

★児童手当拡充 Q&A★

(Q1) 児童手当の申請者は、父母のどちらでもいいですか？

(A1) 恒常的に所得の高い方を受給者として申請してください。

(Q2) 大学生年代の子が町外の大学等に進学している場合、在学証明書は必要ですか？

(A2) 在学証明書等の添付は不要です

(Q3) 「監護相当」とはどのようなことですか？

(A3) 監護とは、同居の場合は日常生活上の世話および必要な保護をしている状態をさし、別居の場合は定期的な連絡・面会をしている場合に監護相当となります。これに生計費の負担がある場合、多子加算の対象になります。

(Q4) 別居監護申立書と監護相当・生計費の負担についての確認書のどちらを提出すればいいですか？

(A4) 高校生年代で進学等により別世帯の場合は別居監護申立書を、大学生年代の子について多子加算の増額申請をされる場合は監護相当・生計費の負担についての確認書を提出してください。

不明な点等ありましたら、こども支援課こども家庭支援室（43-2247）までご連絡ください。